

金順子韓国伝統芸術研究院後援会 趣旨と会則

2017/03/01

* 趣 旨 *

当後援会は1994年2月14日に発足いたしました。東京都東久留米市に置かれた金順子韓国伝統芸術研究院は、長年にわたり韓国民族の独創的芸術・文化の伝統を守りながら、また日本社会においても相互理解を深めるために日々努力を重ねて参りました。さらにこれを皆様のご協力により末永く存続し、より充実した人材の育成と幅広い発展が遂げられるよう希望し、後援会が結成されました。また、将来は法人団体として位置付けることを目的としております。

ここに皆様の深いご理解を頂き、一人でも多くの方々のご支援を仰ぎたく、ご入会をお願いするものであります。

* 会 則 *

第一章 総 則

第1条 名 称

本会は、金順子韓国伝統芸術研究院後援会（金順子 K・G・K 後援会）と称する。

第2条 目 的

本会は、韓国民族の独創的芸術・文化の伝統を守りながら、また日本社会で理解を深め、さらに国際性を持たせるために日夜努力している、金順子韓国伝統芸術研究院の発展を後援することを目的とする。

第3条 事務所・学院の所在地

本会の事務所は金順子韓国伝統芸術研究院内に置く。

学院の所在地は東京都東久留米市本町 3-11-16 2階

第二章 会 員

第4条 会員の種類

本会の会員の種類は以下、記載の通りとする。

- 1) 特別会員（法人・個人）
- 2) 一般会員（個人）
- 3) 準会員（個人）

第5条 会員の資格

特別会員は、本会あるいは学院に特に協力があった者、または本会理事会の推薦した者とする。

一般・準会員は、本会の趣旨に賛同し、本会所定の入会手続きを経た個人、又は法人の者とする。

法人は1口1名とする。

第6条 会員の権利

すべての会員は、学院の日常の鍛錬の場を見学し学院の定期発表会をはじめ、学院主催のいろいろな催しもので特別招待や割引を受けることが出来る。

第7条 届出事項

会員はその住所を届け出ること、変更があった場合も同じものとする。

法人会員においては、商号、本社所在地、代表者、その他変更があった場合届出をしなければならない。

第8条 会費

特別会員の年会費は（法人）20,000円以上

（個人）20,000円

一般会員の年会費は（個人）12,000円

準会員 〃 （個人）6,000円

入金方法は、指定の郵便口座又は銀行口座に振り込むこととする。

会費の有効期限は1ヵ年とする。

第三章 役員

第9条 役員

本会は、以下の役員を置く

- 1) 会長・・・・・・・・・・1名
- 2) 副会長・・・・・・・・・・2名
- 3) 顧問・・・・・・・・・・若干名
- 4) 理事・・・・・・・・・・若干名
- 5) 事務局長・・・・・・・・・・1名

役員は本理事会で推薦し、委嘱するものとする。但し、再任は妨げない。

第10条 会長・副会長

会長は本理事会で推薦し、委嘱するものとする。会を代表し会の目的遂行に努力する。

副会長は会長を補佐し、職務を分掌するものとし、会長が支障あるときはその職務を代行するものとする。

第四章 管理及び運営

第11条 本会の日常の運営は、理事会が当り、会全体の運営をスムーズに遂行するため、各種委員会を設置することが出来る。

各種委員会は、理事会において選考し、会長の了承を得て委嘱する。

第五章 付 則

第12条 本会の事業年度は、1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第13条 本会則の改定は、理事会の決裁によるものとする。

第14条 本会の会員は、本会の趣旨を広く一般に広げ、会員の増加を計るよう常に心掛けることとする。

役員名簿

顧問

姜 善泳 (太平舞人間文化財第92号)

李 梅芳 (サルプリ舞人間文化財第97号・僧舞人間文化財第27号)

朴 一哲 (東洋経済日報社)

崔 昌柱 (韓国世宗文化会館企画室長)

廉 圭台 (ソウル市江南区(株)ホールアーツ代表取締役)

金 奎一 (在日同胞の生活を考える会)

岡 宏 (株)千秋企画代表取締役)

会 長 : 山口 勝義

副会長 : 寺坂 治 (事務局兼任)

理 事 : 金 萬石・大島 省三・金 洋子・池 金萬
鈴木 公子・川西 文枝・豊山 勝子

事務局

会 計 : 金 春江

監 査 : 尹 志乙